

## 緊急留学生支援金 募集要項

### 1. 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等により学生生活に経済的な影響が顕著となってきた状況の中、就学の継続が困難になってきている学生に対して経済的な支援を行うために、現金を給付するもの。

### 2. 応募資格（下記条件の全てに該当）

- (1) 学業への熱意と将来への具体的な目標が明確で、留学生活に耐えうる健全さを保ち経済的援助が必要と認められること。
- (2) 学業成績が優秀で成績評価係数が2.30以上であり、出席率が9割以上あること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること。  
▲40%以上
- (4) 他の奨学金支援団体等から奨学金に類する金品を受給していないこと。
- (5) 在籍する学校長が適格者として推薦していること。

本支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を設定していますが、最終的には、学校側が学生の自己申告状況等に基づき総合的に判断を行うこととします。

### 3. 支援金の内容

- (1) 給付額月額 20,000円
- (2) 給付期間 2020年9月～2021年3月

### 4. 採用予定数

160名

### 5. 応募方法

支援金を希望する者は、下記必要書類を在籍する学校へ提出すること。

- (1) 緊急留学生支援金申請書（所定書式）
- (2) 誓約書（所定書式）
- (3) 学業成績証明書（出席率が記載されているもの）
- (4) 支給口座の通帳コピー（表紙を1枚開いたページ）

### 6. 必要書類提出期限、選考時期及び通知

選考委員の選考を経て、理事長が決定する。選考結果は、在籍する学校へ通知する。

必要書類提出期限 2020年7月20日から8月20日

選考委員による選考 8月下旬

選考結果の通知 9月初旬

※ただし、採用予定数に達した場合は早期に受付を締め切ることがある。

## 7. 支給時期及び方法

支援金は毎月20日に、本人名義の口座に振込をもって支給する。ただし、支給日が土・日曜日または休日の場合は前日に支給する。

## 8. 支援金の停止及び返還

次の各号のいずれかに該当するときは支援金の支給を停止し、給付済みの支援金について返還を求める場合がある。

- (1) 退学したとき。
- (2) 傷痍疾病などのために学業継続の見込みがなくなったとき。
- (3) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (4) 支援金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 死亡したとき。
- (6) 前各号のほか、支援金受給適格者として適当でない事実があったとき。

### 【お問い合わせ先】

公益財団法人穴吹キヌエ忠嗣教育基金

〒760-0020 香川県高松市錦町1-22-23

TEL&FAX：087-811-1415